

1. はじめに

(1) 計画策定の趣旨

本市は、出雲大社をはじめ数多くの歴史的文化遺産を有する県内随一の観光地であるほか、山陰の商工業の集積地として大きな位置を占めています。

また、島根県内第2位の人口規模があり、着々と進む山陰自動車道の整備や出雲と都市圏、地方を結ぶ航空路線の拡充が進み、交流人口の拡大や経済の活性化に大きな可能性を持つまちです。

このような本市において、市内事業所の99.8%を占める中小企業・小規模企業(以下「市内中小・小規模企業」という。)は、本市経済を支え、多くの雇用を生むだけでなく、地域における文化、スポーツ振興や、地域の各種イベントへの参加等により市民生活の向上に大きく寄与する、本市の活性化にとって欠くことのできない存在です。

しかしながら、少子高齢化に伴う人口減少、経済のグローバル化、IT(情報技術)の普及等、激しい社会情勢の変化により、市内中小・小規模企業の事業活動には、様々な課題が日々生じています。この状況を放置すれば、市内中小・小規模企業の衰退を招き、ひいては本市全体の活力が大きく失われかねません。

こうした危機感が強くなる中、本市は、商工団体、金融機関、市内中小・小規模事業者等により構成される「出雲市地場中小企業・小規模企業振興会議」を立ち上げ、様々な意見交換を行いながら、平成30年(2018)8月に「出雲市中小企業・小規模企業振興計画」を策定し、市内中小・小規模企業の振興に取り組んでまいりました。

ところが、新型コロナウイルス感染症による新たな脅威が広がり、市内中小・小規模企業を取り巻く環境は一変しました。また、ウクライナ情勢の悪化や為替の変動、原油価格の高騰等も本市経済のバランスが崩れる要因となっています。本市は、この現状を打破すべく、アフターコロナを見据えたうえで、「第2期出雲市中小企業・小規模企業振興計画」(以下「本計画」という。)の策定を目指し、関係者一丸となって方向性を模索してきました。

昨今の厳しい状況を乗り越えていくためには、市内中小・小規模企業自らが不断の経営改善・向上に努めるとともに、市、商工団体、金融機関、教育機関、市民は、市内中小・小規模企業の重要性を理解し、持続・発展を目指して頑張る市内中小・小規模企業を一体となって支援していくことが必要です。

本計画は、「出雲市地場中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、市内中小・小規模企業、市、商工団体、金融機関、教育機関、市民が連携し、それぞれが役割を持って市内中小・小規模企業の振興策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、本市経済の維持・発展や雇用の創出、市民生活の向上を図り、本計画の主役である市内中小・小規模企業の魅力と輝きで『出雲力』で夢☆未来へつなげ誰もが笑顔になれるまちを目指すものです。

(2) 計画の目的

本計画は、出雲市地場中小企業・小規模企業振興基本条例の基本方針に基づき、市内中小・小規模企業の自主的な努力と創意工夫を尊重し、市内中小・小規模企業、市、商工団体、金融機関、教育機関、市民が一体となり、市内中小・小規模企業の持続的な振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

なお、本計画でいう市内中小・小規模企業は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項及び第5項に定める中小企業者・小規模企業者で、かつ、市内に本社、本店、支店、事業所、事務所のある企業です。

中小企業基本法に定める中小企業者・小規模企業者

【中小企業者の定義】

業種	資本金 または 従業員数	
製造業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

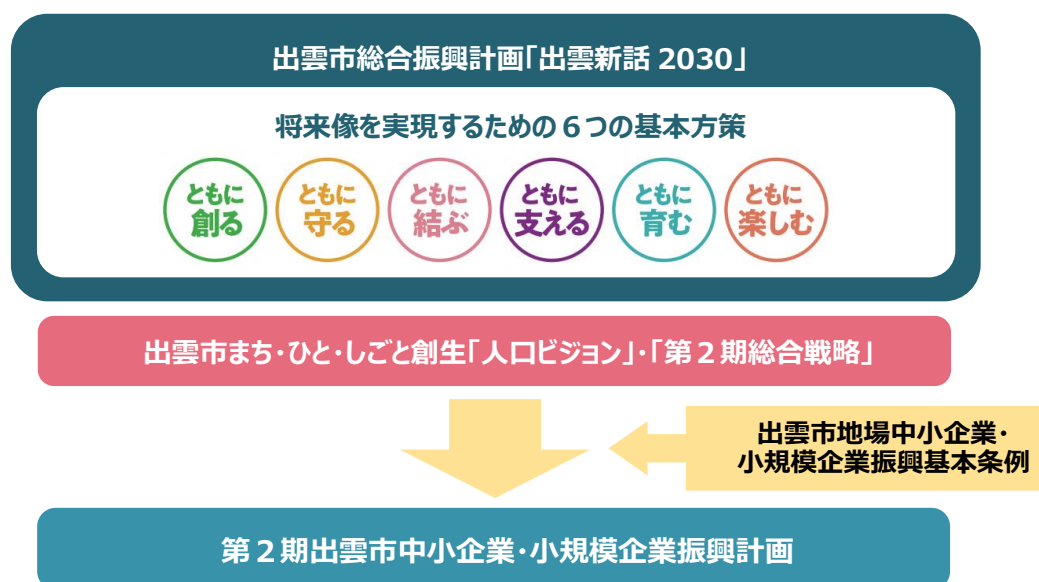
【小規模企業者の定義】

業種	従業員数
製造業、その他の業種	20人以下
商業・サービス業	5人以下

(3) 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「出雲新話 2030」及び「出雲市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」・「第2期総合戦略」」で策定した方針・取り組みをベースに「出雲市地場中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき策定し、総合振興計画等と整合性を図り取り組んでいくことにより、市内中小・小規模企業の振興を推進するための基本的な計画を示したものです。

なお、本計画は、出雲市地場中小企業・小規模企業振興会議での意見のほか、パブリックコメントにより広く市民等から意見を求め、これを考慮してまとめたものです。



(4) 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度(2023)から令和9年度(2027)までの5か年度とします。